

令和3年度 さがアグリツーリズム支援事業募集要領

1 趣旨

農山漁村における生産者と消費者の交流を進めるため、農林漁業者等からなるグループが取り組む農山漁村交流活動を募集します。

2 応募の資格

市内に事務局を置き、市内で活動する団体で、メンバーに農林漁業者を含んでいること。なお、申請書には団体の規約や名簿等を添付していただきます。

また、市では行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

3 募集する活動

農林漁業の営みや農山漁村が持っている魅力を活かした消費者との交流活動のうち、新規の取り組み、または既に実施している活動を更に発展させる取り組みで、総事業費10万円以上の活動が対象となります。

活動に要する対象経費に対し30万円を限度として補助します。

4 対象経費

活動に係る経費のうち、次に挙げる経費が補助の対象となります。詳しい経費の内容は別表1を、ご覧ください。

①謝金 ②旅費 ③賃金 ④消耗品費 ⑤資材費 ⑥印刷製本費
⑦広報費 ⑧保険料 ⑨通信運搬費 ⑩使用料及び賃借料 ⑪その他経費

※注1 採択された場合、交付決定日以後の活動に係る経費が補助の対象となります。

※注2 補助対象期間は、同一のテーマについては3年を限度とします。事業内容について毎年度審査を行い、補助金の交付を決定します。

5 活動の条件

(1) 同じ目的で、他の事業により補助金等を受けている場合は、応募できません。

(2) 1グループからの応募数は1件までとします。

6 応募の手続き

(1) 提出書類及び提出先

別添の申請書(様式第1号)及び、関係書類(別紙1～別紙4)に必要な事項を記入し、佐賀市農業振興課に提出してください。

(2) 募集件数

2件程度(予算の範囲内)

(3) 受付期間

令和3年5月6日(木)～令和3年5月21日(金)※必着

7 支援対象活動の選定

提出書類をもとに6月上旬までに書類審査を行い、補助対象活動を選定します。

8 採択された場合の留意点

(1) 補助金の前払い

補助金の交付決定後、交付決定額の7割まで概算で請求することができます。なお、残額については、実績報告後となります。

(2) 事業実施後

事業実施後は、実績報告書を提出していただきます。

(3) 事業計画・実績等の取扱い

採択された事業計画の概要や実績等については、市のホームページ、印刷物等で紹介させていただきます。（データでの提供を求める場合があります。）

9 問い合わせ

佐賀市 農林水産部 農業振興課 地産地消推進係

電話：0952-40-7116

10 その他

事業実施においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、十分な配慮をお願いします。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	備 考
①謝金	応募団体に属さない講師や専門家への謝金
②旅費	講師や専門家の活動や応募団体の研修等に係る活動に必要な交通費、宿泊費
③賃金	アルバイトスタッフや応募団体の構成員への賃金（総事業費の3/10以内） ※応募団体の構成員への賃金は、時間額800円を上限とします。
④消耗品費	食材費や事務用品費など活動に必要な消耗品費
⑤資材費	活動に必要な種苗や肥料代、農産加工用器具類、看板・のぼり・旗、参加者用のエプロン・三角巾など
⑥印刷製本費	活動に伴うちらし、パンフレット、報告書などの印刷製本費
⑦広報費	新聞広告などの広報費
⑧保険料	活動に伴う講師や応募団体、参加者の損害保険料
⑨通信運搬費	活動に必要な郵便料、振込手数料、運搬費など
⑩使用料及び賃借料	活動に伴う会場や会議室、機材の使用料・賃借料、圃場借上料など
⑪その他経費	特に市長が必要と認めたもの
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none">申請団体の運営や維持のための恒常的経費申請団体に属する講師や専門家の謝金総事業費の3/10を超えた賃金通常の飲食費お土産代有償配布・販売する成果品等の作成経費（印刷代、複写代等）消耗品費、資材費、その他経費における購入単価は原則として20千円以内とする。領収書等の添付がない支出